政治倫理審查会記録

(対象議員:矢田松夫議員)

令和4年11月22日

【開催日】 令和4年11月22日(火)

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時~午前11時35分

【出席委員】

会	長	奥 良秀	副 会	長	吉 永 美 子
委	員	伊 場 勇	委	員	大 井 淳一朗
委	員	白 井 健一郎	委	員	藤 岡 修 美
委	員	中島好人	委	員	宮 本 政 志

【欠席委員】なし

【委員外出席議員等】

傍 聴 議 員	岡山明	傍 聴 議 員	福 田 勝 政
傍 聴 議 員	古豊和惠	傍 聴 議 員	森山喜久

【事務局出席者】

事 務 局 長	河口修司	事務局次長	島 津 克 則
事務局主査兼議事係長	中 村 潤之介	事務局庶務調査係書記	岡田靖仁

【審査内容】

- 1 関係者に対する事情聴取
- 2 その他

 左並 o 哇	 目	
午前9時	用云	

奥良秀会長 ただいまより政治倫理審査会を開催いたします。報道関係者より本日撮影したいという申入れがありました。御存じのとおり、政治倫理審査会は個人情報保護の観点等からユーチューブ配信を行っておりません。その趣旨から、動画撮影については、審査会冒頭から、暫時休憩までの間、許可したいと思います。写真撮影については、これを許可いたします。前回の審査会では、被審査議員である矢田議員と行動を共にしている中島委員と山田議員から意見を聞きたいということでした。本日

の政治倫理審査会を開催するに当たって、山田議員に対して、参考人と しての出席を要請しましたが、昨日、「政治倫理審査会の設置請求の趣 旨に照らして、私が出席する必要はないので、出席要請には応じられな い」との返答がありました。山田議員は、本日の審査の参考人として出 席されませんので、本日の審査会をどのように進めていくか、この後、 協議したいと思います。それでは、暫時休憩します。

- 奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、審査会を再開いたします。山田議員は欠席です。中島委員は出席されておりますので、このまま関係者からの事情聴取を進めるか、皆様に諮りたいと思いますが、いかがいたしましょうか。
- 藤岡修美委員 前回の終わり方として、まずは、山田議員、中島委員、共産党 議員の話を聞くということでした。中島委員については、委員なので、 山田議員の参考人招致を進めて、その後に調整がつけば、矢田議員と樋 口参考人を一緒に呼んで進めるということで終わっていたと思うんです。 山田議員を呼べないというのは、この倫理審査会で参考人招致を決定し たのに、そういうことが許されるんですか。
- 奥良秀会長 審査会が参考人として、お呼びして、断ったことに対して許されるかどうかについて、政治倫理審査会では、参考人として来てくださいというお願いはできると思うんですが、絶対に来てくださいよというのがどうなのかということを確認するため、暫時休憩したいと思います。

午前9時5分 休憩

午前9時10分 再開

- 奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、政治倫理審査会を再開いたします。この 度、山田議員に対して、参考人として審査会にお呼びしたんですが、お 越しいただけないということでした。これは、強制的にできるものなの かどうなのか、事務局にお伺いしたいと思います。
- 島津議会事務局次長 参考人である以上、出席を強制することはできませんし、 正当な理由があれば、出席を拒否できると考えます。
- 奥良秀会長 分かりました。正当な理由というところなんですが、先ほど読ん だ文章で、これが正当な理由に当たるかどうなのかというのは、どのよ うに判断するべきなのかというところを、この中で話合いたいと思うん です。
- 宮本政志委員 先ほど奥会長が正当な理由を読まれたと思うんですけど、我々は、聞くことしかできませんので、よければ、一言一句間違いのない山田議員の理由を、紙媒体で資料としていただけませんか。
- 奥良秀会長 分かりました。それでは、これを紙媒体で出すことは可能でしょ うか。
- 島津議会事務局次長 大丈夫です。時間を頂ければコピーしてきます。
- 奥良秀会長 準備できるということです。今、資料提出の要求がありましたので、資料を出したいと思いますが、皆さんそれでよろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)それでは資料を準備しますので、暫時休憩させていただきます。

午前9時12分 休憩

午前9時20分 再開

- 奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、審査会を再開いたします。皆様のお手元に山田議員からの出席要請についての返事をお配りしております。読み上げたほうがよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)2022年11月21日付けで、山陽小野田市議会議長髙松秀樹様に山陽小野田市議会議員山田伸幸からということです。政治倫理審査会(対象議員:矢田松夫議員)における参考人出席要請についてということで、山議第1224号、2022年11月15日付けで、私に参考人出席要請がありました。この政治倫理審査会の設置請求の趣旨に照らして、私が出席する必要はないので、出席要請には応じられません。以上ということで、令和4年11月22日受付で議会事務局に届いております。このことについて、委員の皆様の御意見があれば、お願いしたいと思います。
- 大井淳一朗委員 まず、確認したいんですけれども、山田議員からの奥会長が 読まれた文章について、どういう形で事務局に提出されたのでしょうか。 これについて確認したいと思います。
- 島津議会事務局次長 この文書については、昨日の夜、メールで事務局に届いていたものです。本日の朝、確認いたしました。
- 大井淳一朗委員 特に文章の中にあるように政治倫理審査会の設置請求の趣旨 に照らして、出席する必要がないということですが、そのときに設置請求の趣旨とか、その意図について、事務局に確認されましたでしょうか。
- 島津議会事務局次長 それは山田議員に対してということでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり) それについては、確認はしておりません。

- 大井淳一朗委員 確認できていないのはいいんですけれども、私の感覚とすれば、参考人出席要請に対して断る場合には、例えば病気とか、のっぴきならないこと、例えば家族の御不幸があったとかいったある程度客観的な理由があれば分かるんですけども、政治倫理審査会の設置請求の趣旨に照らして出席する必要がないと述べられております。この意図が分からない以上、このまますんなりいかないのかなというのが、私の意見です。
- 奥良秀会長 意図が分からないということは、今後どうしたらいいのかという ようなことについては、どのようにお考えでしょうか。
- 宮本政志委員 今後どうしましょうかの前に、先ほど事務局は正当な理由がと言われましたよね。この紙媒体で頂いた山田議員の理由というのは、正当な理由に該当するんでしょうか。どうなんでしょう。もっと端的に言えば、その正当な理由の定義を教えていただきたい。事務局の参考意見としてです。そして審査会の委員で議論していくべきだと思うんです。

奥良秀会長 正当な理由について、事務局、答えられますか。

- 中村議会事務局主査兼議事係長 一般的には、体調不良だとか、事故だとか、 そういうものが該当すると思います。あとは審査会の皆さんで御判断い ただくべきことであろうかと思います。
- 奥良秀会長 本来であれば病気であったり、いろいろなそういうふうなことが あってということで、それが正当な理由ということなんですが、あとは 委員の中で考えていこうということです。この件について、委員の意見 を求めます。
- 白井健一郎委員 この政治倫理審査会の設置請求の趣旨というところが、今、 問題となっています。私が理解するのは、当初、中岡議員、伊場議員、

宮本議員3名の請求者による調査請求の申立てなんですけれども、その調査請求の対象となる事由の内容が1から4まであります。この1から4までの事実があったかどうかを確認とか認定とかをするために、政治倫理審査会が行われているわけですから、私としては、設置請求の趣旨というのは、すなわち調査請求の対象となる事由の内容として挙げられた1から4までの事実と理解しています。山田議員を呼ぶのであれば、1から4までの事実のどの事実を山田議員に聞きたいのかというのを明確にすべきだと思います。

伊場勇委員 前回話したことの繰り返しになるんですけども、そもそも山田参 考人を呼ぼうとした理由については、調査対象の矢田議員と中島委員と 山田議員の3名で共に行動されています。この事案について、例えば文 書を作成したり、会合の開催等をされておられます。そこで、矢田議員 からの聞き取りをした中で、例えば添付された資料とかの取扱いについ ても、そごがあると私は受け取っております。その点について、山田議 員も含めて、中島委員と矢田議員といろいろ相談もされているはずです し、経過も理解されていると思うので、それらについて山田議員に確認 したかったんですよ。ということで、来ていただきたいというような要 望を発言したんです。山田議員に対して、参考人として来ていただきた いという要請は、理由も付けて会長から要請されたんですか。それとも 参考人として来てくれというだけでお呼びしたのか、その辺はいかがで すか。ちゃんと伝わっているのかなと思うんです。もちろん山田議員は 議事録とかを読まれていると思うんです。だけど、この審査会で議決し た重たい事案だと私は受け取っていて、それについてちゃんと伝わって いるのかどうかというところを、会長としてどういうふうに参考人とし て要請したのか。その辺はいかがですか。

奥良秀会長 その前に質問の中で、そごあるということがあったんですけど、 そごというのは、3人の請求者の中でのそごがあるということなんです か。

- 伊場勇委員 政治倫理審査会の設置要求したのは、宮本議員と私と中岡議員でございまして、そごが生じたというのは、例えば矢田議員が聞き取りのときに、資料を使ってもいいという解釈で進められていました。でも、結局、申立書で使ってほしくない、許可した覚えもないと。受け取り方として、いや、それはちょっと違うという話になります。そういった中で、結局、この事案については、共産党議員団の方と矢田議員が一緒に動かれています。もう一つの政倫審もその事案で同じような形で出ていると。それについて、どういうふうに聞いていたのかとか、どういう経過を理解されて、そういうふうなことをされたり、いろんなことをされたのかというところをちゃんと聞きたかったんですよ。その面でのそごです。自分たちが出した政経ジャーナルの資料と矢田議員のおっしゃったことにちょっとそごがある。そこについて確認したかったんです。
- 奥良秀会長 分かりました。もう一つ伊場委員から言われた、私が山田議員に対して、理解、納得を得て、参考人として来てくださいよということが 伝わっているかどうなのかということなんですが、事務局を通してお願いしていますので、どのようにお願いしたかということを確認したいと思います。
- 島津議会事務局次長 正式な文書では、政治倫理審査会における参考人出席要請ということで、参考人として、下記の日時に出席くださいますようお願いしますというふうに依頼しております。意見を求める事項については、矢田松夫議員に対する調査請求についてです。これだけでは中身が分かりません。その趣旨を事務局が勝手に言うわけにもいきませんから、前回の議事録をお渡しして、その後半部分、特に皆さんが山田議員の参考人招致を決定したところの議事録を読んでいただいた上での依頼ということになります。

奥良秀会長 ということで、前回の審査会の後半部分の今後どう進めていきま

しょうかということで、帯同をされている山田議員に対して、いろいろとお聞きしたいということの委員の発言がありましたので、出席していただきたいというお願いはさせていただきました。

伊場勇委員 山田議員もこういった理由で審査会が議決して、参考人として、 お呼びするということはちゃんと読んだら分かると思いますので、それ は理解していただいているということで、よろしいかと私は思います。

奥良秀会長 私も理解していただいているとは思っております。

宮本政志委員 理解しているか、してないかというのは、理解していないんで しょうね。先ほど主査から正当な理由についてというのは、たしかにご もっともな見解でしょう。そうすると、正当な理由というものに該当す るかなという大きなクエスチョンが付くの。つまり、審査会の設置請求 の趣旨に照らしてとあるが、そうすると設置請求のこうこうこういうと ころ、こうこうこういうところという具体的なところを趣旨として示し ていただいて、なおかつ、会議録では80ページ以降に出ていますよ、 伊場委員なり藤岡委員なり大井委員なり私なりがね。その結果、この審 査会で参考人としてお呼びしましょうと。さらに最後に大井委員が中島 委員は、この審査会のメンバーですから、参考人として呼ぶのは山田議 員1人でいいんじゃないですかと、そこまで詳しく議論を尽くして、議 決で決めたわけでしょう。そうすると、この3行では正当な理由として よく分からない。もう少し詳しい理由を山田議員は、我々に伝える義務 があると思うんで、その辺りをしっかり聞かないと、一度議決したこと を無視して、今後、参考人招致を取りやめて、このまま進めていきます かというのは、正直、藤岡委員、伊場委員と私、我々3人は大きな疑義 を持っています。その辺りというのはどのように進めていかれますか、 会長。

奥良秀会長 正当な理由ということで11月21日付けで出された3行では、

正当な理由としては、よく分からないということなんですが、私もこれ以上、どのように請求したらいいのかなというところもあります。内容が分からないと言われるのであれば、これではちょっと委員会のほうでも納得がいかないよということで、私がお会いして、お話を聞いて、肉付けじゃないですけど、聞いたほうがいいのかどうなのかというところになっていくとは思うんです。

- 伊場勇委員 そもそも出席できない理由は、私も納得がいかないです。もう一度言いますけど、審査会で議決したことですよ。これは重たいんですよ。 我々議員が時間を使ってこうだという決めたことに対して、一般市民の方ならまだしも、山田議員は議員ですから。議員の方が審査会の審査に協力しないというのは、どうなのかなと思うんです。たとえ自分が必要ないと思ったにせよ、審査会で決めたことについて、少し聞きたいことがあるということについて議決した事案を自分の見解だけで断るということは、ちょっと問題があるんじゃないかなと感じてしまいます。
- 白井健一郎委員 ちょっとお伺いしたいんですけど、今、山田議員に出席して もらうかどうかということについて話し合っていますが、それ以上に何 か山田議員を責めるような意味合いがあるのかどうなのか、そういうこ とを今おっしゃっておられるので。
- 奥良秀会長 山田委員を責めるとかどうとかではなくて、(発言する者あり) ちょっとしゃべらせてください。山田議員に対して、矢田議員が帯同し ていろいろと動かれているということについて、そごはないか事実確認 をしていきたいということで、お呼びしたいという趣旨です。
- 白井健一郎委員 山田議員の2行目の「この政治倫理審査会の設置請求の趣旨に照らして」という文言をめぐって、不十分だからもっと出せということについて、出席しない山田議員を批判するような発言が先ほどからありますが、山田議員も、書面で出されましたけど発言ですよね。議員と

議員で、お互いの発言に対して非難をし合うというのは、議会の自殺行 為じゃないかと思うんです。

- 宮本政志委員 先ほど言いましたけど、審査会で山田議員に対する参考人招致 の議決を取ったわけですよ。そして、参考人として出られないわけです から、出られないまま、議決したことを否定することになるような進め 方というのは、藤岡委員と伊場委員と私の我々3人はできません。本人 が来なかったら1年掛かろうが、2年掛かろうが、山田議員が参考人に 出てこないから、この審査会が進まなくても仕方ないじゃないかという のが我々3人の考え方なんです。先々どうしましょうかといっても、我々 3人はその前提の考え方ですからね。
- 白井健一郎委員 山田議員が来なければ、話が進まないとおっしゃいましたが、この審査会というのは、そもそも先ほどから言っているように、調査請求の対象となる事由の内容としての1から4までの事実があるかないか確定させることです。ここには、山田議員が関わる事実というのは、ほとんどというか、全くないように思われるんですが、具体的にはどういうことをお聞きしたいんでしょうか。
- 宮本政志委員 それは白井委員の主観なのよ。あなたが聞くことがなければ参 考人で山田議員が来ても質疑しなければいいのよ。我々はしっかり聞き たいことがあります。今まで審査会の中で事実の積み重ねをするために、 中島委員から聞く、矢田議員を参考人として聞く、そして樋口氏を参考 人として聞く。それでも、更に聞かないといけないことがあるから、参 考人ということで前回出したわけですよ。我々は、参考人として山田議 員をお呼びしたら、聞くことはたくさんあります。別に白井委員がない から、私らもないでしょうという話じゃない。なければ質疑しなければ いい。私らは私らであるから、このままじゃ進みませんよということを 言っているの。

- 奥良秀会長 今、宮本委員が質疑したいことがあるということです。事実の積 み重ねをしていきたいということで、参考人として、続けて求めていき たいということなんですが。
- 中島好人委員 それを明らかにしてもらいたいです。何を聞きたいのか。(発言する者あり)いや、聞きたいことがあるというから、何を聞きたいのか。(発言する者あり)いやいや、呼んで何を聞くのかということは、大事なことでしょう。何を確認するんですか。(発言する者あり)いやいや、確認したいと言っているが、僕で十分なんですよ。(発言する者あり)何が確認したいのか、言ってみてください。みんな答えます。この1、2、3、4項目の中で、何を確認するんですか。設置請求の趣旨を見ても、自分が参加する必要はないと判断されて、出席しませんと言っているわけでしょう。何を聞きたいのかはっきりしない限りは、この趣旨からして、自分が出席する必要性がないと言っても当然じゃないですか。何が聞きたいか。それも明らかにせんで、来い来いと言ってもね。
- 宮本政志委員 そうしたら、なぜ前回言わないのか。会議録では、白井委員はたしかに言われていますよ。どの事実を説明してもらうために呼ぶのか、もう少しはっきり整理してからでもいいんじゃないでしょうかということは、白井委員のみは、そう言われていますよ。前回そういうことで、参考人で山田議員を呼ぶに当たって、どういったことを参考人として聞くのかと。必要があるかということは議論されていないわけですよ。これは議決したわけでしょう。そして、私らは事実を積み重ねるのにさんざん聞いてきたわけですよ、あなたの意見も委員として、参考人からも。それでも、これは山田議員に聞かないといけない。つまり、いろんな意味で共産党市議団の2人で絡んでいるわけでしょう。だから聞こうということがたくさんあるわけ。それと、もう一つ同じ共産党市議団として、山田議員から今回の参考人招致を断る、これに付随するような理由を何か聞いているのか。全く打合せをしていないのか。中島委員は、参考人として出るべきだ、出ないべきだ、なぜ出ないんだ、あるいは、もっと

詳しくこの理由を教えてとかというのを聞いているのか。聞いているんなら、ちょっと教えてほしい。

中島好人委員 今言ったとおりです。要するに、この請求の内容からして、山 田議員が、参加する必要がないから出したと聞いています。(発言する 者あり)それだけです。もっともだから、「そうだね」と。それはそう でしょう。何が問題なんですか。具体的に何が聞きたいんですか。聞き たいのは、一緒に文書とかに関わったとか言ったけども、全くないよ。 だって、僕らは、6月17日にちゃんと創政会の会長に、この問題の解 決に向けて、会派の中で検討してほしいという要望書を出しているんで、 その辺ではかなり関心を持ってきたわけでしょう。だけど、これには回 答がないままですけども、6月17日ですよ。それで180名の署名を 添えて、地元からそういう請求が出された。僕らは歓迎したと。しかし、 それが何らかの理由で取り下げられた。僕らは関心を持っていたから、 それで、明らかにしないといけんということで請求したわけでしょう。 その件については、矢田議員とやりましたけども、この請求に関しては、 僕らは全然関知していないし、関心を持っていたから、政倫審が設置さ れた後に明らかにしていこうねという形でやってきたわけです。政倫審 設置以前の問題として、ここで審査されているわけでしょう。以後の話 まで、ここで審査するわけですか。政倫審が立ち上げられて、(発言す る者あり) いや、市民の集いは一緒にやったじゃないかとか、もちろん 一緒にやります。それがこの審査とどういう関わりがあるのか。矢田議 員が市民をだましてやったというようなこんな文書との関わりがどこに あるのかということなんです。いや、何を笑いよるんかね。(発言する 者あり)何を言いよるか分からんかね。この内容は、おたくは何をこれ で出したわけですか。(発言する者あり)いやいや、何を明らかにする ために請求書を出したか。山田議員が来るか来ないかの問題に関係ない。

宮本政志委員 この政倫審の請求者として説明をしたでしょう。この政経ジャーナルというものが、どれぐらいの部数かよく分かんないけども、どの

ぐらいの範囲か分かんないけども、一応市内に配布されたでしょうと。 そして、この内容が事実でなければ、これは議会に対する冒とくだと。 議会としても対応しないといけない。また反面、このジャーナルが全部 か、ほぼほぼか、正しければ、矢田議員は議員としてどうなんだと、問 題があるんじゃないかということ、その事実確認をしたい。事実の積み 重ねによって、はっきりさせたいということで、請求を起こしたという のを最初のときに説明しているわけでしょう。それで、中島委員の話は 半分以上理解できなかった。よく分からなかった。理解が違ったら申し 訳ないんだけど、関係ないとか、どうこうとか、そういった意見がある んであれば、山田議員は参考人として堂々と出てきて、そして設置請求 の趣旨に照らして、こうじゃないか、こうじゃないか ということを述べればいいじゃない。それをせずに、設置請求の趣旨に 照らしてというのは、訳が分からないから、我々は、もう少し詳細な理 由を聞きたいと言っているのよ。出てくればいいのに。

中島好人議員 僕はきちんと審査を進めていくという過程の中で、この問題は、 山田議員に聞かなければ分からないねというときに、参考人として来て いただこうというのが趣旨であって、誰かが呼んでこいと言ったから呼 ぶというもんじゃないと。 (発言する者あり) いやいや、前回の最後に は呼んでくれと言って、それなら呼びましょうという形じゃないですか。 実際にそうでしょう。藤岡議員が終わりに参考人が一緒に関わったと。 中島、山田も関わったから呼んでほしいと言ってきたわけでしょう。関 わったと言うけど、それは以後の話。この請求の善良な市民を騙したと いう中身と全く関係のない話です。審議の過程の中でどうしても必要な ら、来ていただくというのが普通の論議です。

宮本政志委員 会長と事務局に確認したい。前回の参考人招致は正式な議決と してみなされますか。私はみなされると思っていますが、見解をお聞き したい。 奥良秀会長 ちょっと確認します。

島津議会事務局次長 前回、奥会長は、「共産党議員の参考人招致を進めていくと。それに伴って、また、矢田議員と樋口参考人をもう一度かなうんであれば一緒に呼んで、また深めていきたいと思います。そのような流れでよろしいでしょうか」ということで、皆さんに同意を取っておられます。そのときに異議がありませんので、有効だということで、事務局でも参考人招致を進めたところです。

奥良秀会長 私も異議がなかったんで、そのように進めております。

宮本政志委員 今、次長と奥会長言われるとおりと思う。僕もこの会議録は何 回も読んだよ。100ページ近いので、時間が掛かるけど。これは議決 事項だと僕は確信しているので確認したの。ということは、白井委員も 共産党の中島委員も議会のルールは関係ないと。1回議決したことは、 後からいろんな理由を付けて、関係ないことにするんだというようにル ールは無視と、関係ないという考え方なんだ。議論は進まないよ。ここ は議会ですから、ルールにのっとりましょうよ。決まったことでしょう。 前回、参考人招致が決まったとき、なぜ異議を申し立てて、山田議員の 参考人は不要だとの議決を取るように持って行かなかったんですか。異 議を述べずに決まったわけでしょう。決まったことに関して、今になっ てそういうことを言われるんですか。我々は議決を取ったことに関して、 否定をするような進め方はできないと言っているの。藤岡委員も伊場委 員も私も、3人は、このまま参考人招致をせずに、この審査会が次に進 むというステップはないねと言っているの。だから1年掛かろうが、2 年掛かろうが、山田議員が来なければ、参考人として出席しないんであ れば、進められないな。つまり、終わらないな。山田議員の責任で進ん でいかない、終わらないという結論なの。ルールを守りましょうよ。

奥良秀会長 参考人としての議決を前回したので、是非来てほしいというお願

いだと思うんです。

白井健一郎委員 私は、先ほど宮本議員がおっしゃられたように自分の意見を 留保していますよね。議決と言っても、採決したわけじゃないですよね。 ですから、私は反対として手を挙げる機会がなかったんですよ。

奥良秀会長 議決というか、皆さんに私が、次は山田議員に対して来ていただいてよろしいでしょうかというときに、異議はありませんでした。その前に白井委員から、何の理由で呼ばれるのかということもありましたけど、そこでは、委員の中で議論が深まらなかったというのも事実です。結果として、山田議員を呼ぶということについては、皆様の承諾を得ておりますので、今回は来てもらえなかったと。宮本委員、伊場委員からは、今回こういう理由で、来ないというのが正当な理由になるかどうなのかという話がある中で、来ていただかなければ、なかなか前には進められないし、参考人ということに対して、ちょっと軽視じゃないかというお話もありましたので、今後どうしたらいいのかっていうことを、この後、進めていきたいと思います。時間もたちましたので暫時休憩したいと思います。10時5分から始めたいと思います。

午前9時55分 休憩

午前10時5分 再開

奥良秀会長 それでは暫時休憩を解きまして、審査会を再開します。山田議員 に対して、正当な理由が見当たらないということで、審査会が紛糾とい うか、そういうふうになっているんですが、今後、どのようにしていけ ばいいのかなと思いますので、委員の皆様の意見を求めたいと思います。

大井淳一朗委員 まず、事実確認をしなくてはいけないのは、前回の審査会の 中で、山田議員を呼ぶことについて様々な意見はあったものの、呼ぶと いうことについては、機関決定をしております。それに対して、山田議員は、政治倫理審査会の設置請求の趣旨に照らして出席する必要がないということで、このような文書を出されております。ですから、今後審査会の進め方といたしましては、会長には少し骨を折ってもらいますが、山田議員と折衝して、特にこの政治倫理審査会の設置請求の趣旨とはどういうことなのか、委員の中では意見がありましたけども、山田議員の考えが分からないので、それを確認していただきたいということと、出席できない理由をちゃんと明確にして、それを書面で回答するということが求められるものではないかと思います。できれば、出席していただいて、山田議員は、もう一方の政治倫理審査会の請求者でもありますし、公職の身にあるもんですから、市民と同じように考えることはできない。参考人だから強制権がないという形式をもって、出席を拒むのではなくて、やはり堂々と出席をして、ちゃんと山田議員の説明責任を果たしてもらう必要があるとは思います。その辺も含めて、会長には少し骨を折っていただく必要があるのではないかと私は考えます。

奥良秀会長 分かりました。私も山田議員と打合せというか、お話をさせていただくという流れで、あと正当な理由というのは、この3行だけではなくて、もっと具体的な理由を申し添えてほしいということですかね。分かりました。

宮本政志委員 今、大井委員が言われることは理解できますし、賛同します。 ただ、参考人招致に対して出席しない理由を文書で出す場合に、なぜ参 考人として出席して、それを述べずに、文書として出すのかという辺り をしっかり聞いていただいて、そして、その理由は、会長の責任になっ てはいけませんから、しっかり文書として、我々に提示していただくと。 そして、その正当な理由が理解できて、参考人として出席しない、来な いというのであれば、我々3人もこのまま進めていかないといけないか なとは思います。山田議員が、正当な理由も見当たらずに参考人招致を ずっと拒否し続けるんであれば、我々3人は、今後この政倫審を進めて いくことに関して否定的な考えを持っております。それは再度、会長にお伝えしておきます。

- 白井健一郎委員 会長がこの後、山田議員にどういう対応をなさるのか、それ を多数意思で諮るというならば、私としてはやむを得ないと考えます。 私の考えとしては、この3行の文章で十分理解できると思っております。 これだけ留保させていただきます。
- 奥良秀会長 分かりました。私としましては、前回の審査会の最後の部分で、山田議員を次の審査会で参考人としてお呼びしましょうというところで、皆さんの賛同を得ました。今回、来てもらえなかったということで、大井委員からも出てもらったほうがいいんじゃないか。正当な理由があるんであれば、もう少し具体的に伝えてほしいということがありましたので、ここで決を取るうんぬんではなくて、私としては、この会というのは事実の積み重ねというところが一番重要だと思っています。出てきてほしいというのであれば、1回山田議員とお会いして、どういう理由なのかと。出てきてもらえないだろうかというお願いもするかもしれませんけど、そのような立ち位置で審査会を進めていきたいと思っておりますので、そのように進めていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。
- 藤岡修美委員 今、会長が述べられた方向でいいとは思うんです。山田議員はこの3行の文章で述べられていますが、これは山田議員の一方的な考えと私は理解しております。この政治倫理審査会の設置要求の趣旨に照らして私が出席する必要はないという考えを、この政治倫理審査会に出てこられて、堂々と述べられたらいいと思うんです。文書よりも出られて、この理由を述べられたらいいかなと私は考えております。
- 奥良秀会長 断られたほうも個人の主張があると思います。藤岡委員も個人の というふうな趣旨を言われたので、その辺もどういう考えなのかという

のもお会いして、話をしていこうと思います。それでよろしいでしょうか。

宮本政志委員 事務局、参考人としての招致と委員外議員という解釈は、また 全然分かれるのかな。例えば93ページ、会議規則第116条、「委員 会は」ですから、この審査会が委員会に準ずるかどうかというのも必要 になってくるんだけど、「審査又は調査中の事件について必要があると 認めるときは、委員ではない議員に対し、その出席を求めて説明又は意 見を聞くことができる」というふうに委員外議員について規定している。 これはあくまで審査会が委員会に準ずるということで会議規則の前提で 言うんだけど、これは何か違いがあるのかな。委員外議員としては呼ぶ べきものではない、あるいは呼べない。あるいは、もし呼べるのであれば、参考人としては駄目なんだけど、委員外議員ならという考え方があるのか、ちょっとその辺りのことを藤岡委員の提案を聞いて思ったんだけど。

中村議会事務局主査兼議事係長 参考人と委員外議員の違いですが、一般的に 参考人は、以前もお伝えしたとおり、委員会の中で委員だけで審査でき ないとか、ほかに専門的な知識があるとか、そういう方をお呼びする制度と認識しています。参考人として議員を呼ぶか、委員外議員として呼ぶかというところがお尋ねのところだと思います。原則的には議員を呼ぶ場合には、委員外議員のほうがいいだろうという解釈がありますが、これまで似たような案件があったときには、審査会では参考人という扱いでお呼びしてきました。この理由は、説明を聞く、参考人の場合は、通常質疑はできないものと言われているから、審査会として聞きたいがために参考人としてお呼びしているというのがこれまでの経緯だと思います。別の解釈もあって、参考人も自由討議に入れてもいいであろうというものも文献では見たことがありますので、事実上、議員を呼ぶ場合に参考人と委員外議員の違いは恐らくないものと思われます。ただ、通常の委員会の場合であれば、同じ議会の構成員でありますから、参考人

として呼ぶことはなくて、委員外議員で呼ぶことが一般的だと思います ので、それぐらいしか議員として呼ぶ場合に違いはないかなと思います。

宮本政志委員 もともと奥会長は、参考人からの質問を認めて、反問権という言い方はちょっとあれだけど、そういうことであれば、委員外議員としてではなくて、参考人でも質問できる形態を取っているから、今後、山田議員の参考人招致の前に矢田議員と樋口参考人を同時にお呼びして、意見を交わすということも出ていますから、それから言うと、委員外議員がどうだっていう解釈は、そんなに意味ないね。ちなみにこの第116条第2項の委員会は、委員でない議員からの発言の申出があったときは、良いか悪いか決めることできますよというのは、これ「委員会は」ですから、委員でない委員外議員から、その委員会の中で出席した委員外議員が意見を述べたときに、良いか悪いかを決めることができますよという解釈でいいよね。少し話がずれるけど。

中村議会事務局主査兼議事係長 今のは、会議規則第116条の解釈のことだと思います。宮本委員がおっしゃっているのはちょっと違っていまして、第1項からおさらいすると、第1項をちょっと読み上げます。「委員会は、審査又は審査中の事件について必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる」、「委員会は」となっておりますので、委員会主導で委員外議員に意見を求めたいときにこうあるべきという書き方です。第2項は、「委員会は委員でない議員から発言の申出があったときは」ということなので、例えばAという委員会があって、A委員会の所属でない議員がいて、その議員が委員会に出て発言したいといった場合に、委員会の議決が要りますよということです。だから、委員会側からか、議員側からかということです。第1項は委員会側から、第2項は議員側からという意味です。その中で、その都度発言を委員会がオーケーする、しないという意味ではないということです。

- 奥良秀会長 ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。本来であれば、本日、山田議員を参考人としてお呼びして、お聞きする予定でしたが、今回はお呼びして聞くことができないことになりました。先ほども皆さんから、参考人として是非出てもらえるようにというお話がありましたので、早急に私も山田議員と話をさせていただく機会を持ちたいと思います。皆様の要望に応えられるように話をしてまいりたいと思います。これがいつになるかというのは、ここではまだ分かりませんので、出られるのか、出られないのかも含めて、結果が出たときには御報告させていただこうと思いますが、そのような流れでよろしいでしょうか。
- 宮本政志委員 今の会長の一言は、駄目やね。出てもらえるようにと何でへり くだらんといけんのか。申し訳ないが、議会人として出るべきだという 姿勢がないと、出てもらうようにというこっち側が弱い、へりくだった ような雰囲気で山田議員に言うということは、気をつけていただきたい。
- 奥良秀会長 分かりました。出るように請求していきたいと思います。また、 日にちとか、内容がどうなったかというのも、随時、分かり次第、皆様 に御連絡していこうと思います。そういう流れでよろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)大変申し訳ないんですけど、今回、事実が深 まらなかったんですけど、今日はほかに何かあるでしょうか。よろしい でしょうか。
- 白井健一郎委員 私から議事進行についての提案があります。本市政治倫理条例第7条を見てほしいんですけれども、この第7条第1号です。調査請求の適否というのがありまして、これは、2回目の審査会でやったと思うんですけれども、このときに調査請求の適否について、添付資料が付いていたと思うんです。その添付資料に関して、まず、これは無効であるから、調査請求が否と言った議員がおりました。そして、私はそのことについて、添付書類の有効か無効かについては、後続審査の中で判明されるならば、それを条件として現時点での調査請求の適を認めるとい

うことを言いました。そのことについて、異議は全く出ませんでしたし、 ある意味、それは当会議体の多数意思であったとも思います。ですから、 私は、現在この添付書類、具体的に言えば、政経ジャーナルの号外1、 そして2、3含めて、これに関して私は無効を主張したいと思います。 この調査請求の適否についても、現時点で調査請求の適否について、否 を主張したいと思います。この点についての議論を今後の議事日程に載 せてほしいと思っています。

- 奥良秀会長 白井委員から政経ジャーナルについての信ぴょう性について適か 否かということで、私は否ですよということを言われたんですが……
- 白井健一郎委員 正確に言うと信ぴょう性ではないんです。極めて不適切な表現が載っているチラシというのは、そもそもこの審査会の議論に上げるべきではないのだから、そもそもその添付資料が付いていないのと同じだということを言っているわけです。ただ、そのことについて、私はこの審査会の流れの中で、2回、3回主張しましたが、その度に会長から、例えば「まだ内容の審査に入っていないから、今言わないでください」とか「今は事実確認の問題をしていますから、そういう問題は言わないでください」ということで、拒絶されました。ですから、ここでもう一度その問題を取り上げてほしいと思っています。
- 奥良秀会長 白井委員が言われるのは、添付資料の政経ジャーナルについて、 良いものなのか悪いものなのかという(発言する者あり)だから、使え るか、使えないかということを言われているのでよろしいでしょうか。 そういう意見がありましたが、ほかにありますか。
- 中島好人委員 今後そういうことを議題にしてほしいということで、私も大賛 成なんですけども、私の観点は、前回の樋口参考人としての発言の中か ら、明らかになった点でもあるわけですから、その辺の中で、政経ジャ ーナルの信ぴょう性もただしていきたいなと思っているので、意見には

賛成です。

- 宮本政志委員 何かよう分からんのやけどね。白井委員が言われたのは、我々 が添付した資料が無効である根拠は、不適切な表現があるということで すが、例えばどういうことですか。
- 白井健一郎委員 載っている表現そのままなんですけれども、例えば、某議員、 某政党はゴキブリの様相であると。例えばその一言を取っても、私とし てはこの審査会に載せる資料としてはふさわしくない表現が載っている と思っています。それは、その言葉を削除すればいいという問題じゃな くて、そもそもその書いた書類そのものが無効、ここでは使えないとい うことになると理解しています。
- 中島好人委員 私は、今後、そういうのも議題にしてほしいということなんですけども、やっぱり政経ジャーナルの信ぴょう性です。その辺がこの審議の過程の中で確認できた点もありますし、私の質問に対して回答が出たんですけども、そういう回答の中から、その信ぴょう性ですかね。以前は、この文書は怪文書うんぬんの問題がありました。そういう中で、私が主張としたのは、きちんと住所、連絡先がないということがありましたけども、今度は内容についても明らかになった点もあるんで、その辺も含めて論議を進めていってほしいなと思います。
- 奥良秀会長 今言われたのは、添付資料について、今後、樋口参考人をお呼び して、政経ジャーナルの信ぴょう性とかという話も聞かせてもらった中 で、この審査会の中で、それがどうなのかという話合いをしたいという ことですかね。
- 中島好人委員 呼んでじゃなくて、あれだけ話して、内容も分かってきたんで、 明らかになった点で論議を進めてほしい。

奥良秀会長 分かりました。

- 宮本政志委員 いやいや、さっき中島委員、白井委員の発言の後に御自分の意見を述べて白井委員と同じですと言われたよね。でも、言いよってことが同じじゃないじゃん。白井委員は表現の仕方が、例えばゴキブリとかという言葉自体が書いてあるそのものに対して否定されたけど、全く出んじゃん。さっきは白井委員と同じですと言われたけど、違うわね。先ほどの白井委員と同じというんであれば、白井委員がゴキブリとかいろんな不適切な表現が書いてある政経ジャーナルを資料として無効だとおっしゃったことも同じということですか。
- 中島好人委員 私が言ったのは、白井委員が内容について、そういう暴言みたいな言葉になっている。こういうのはふさわしくないという観点から、もう取り上げるべきではないと言われたんです。このことも含めて、議事の中で話し合ってほしいという要望ですよね。僕はそれについてどうこうということはなく、僕は僕の要望として、今後、このように進めてほしい、このことを論議してほしいということを言っているわけです。ここでそのことを論議しようと言っているんです。
- 宮本政志委員 白井委員の言われることを応援して、それも今後、議論の場で 扱っていってあげてねという意味合いと全く違う自分の意見を言われた ということですね。白井委員は、共産党のことに関して不適切な表現が してあるからと言った。共産党市議団の1人としては、政経ジャーナル の表現についてどう思われるんですか。
- 中島好人委員 それは無礼な言葉です。もちろんそうでしょう。あなたはゴキ ブリ扱いされて平気ですか。(発言する者あり)もちろん無効ですよ。
- 宮本政志委員 そういうふうに表現の内容によって無効と。そうすると中島委員、例えば、赤旗(後刻「明るいまち」に訂正の発言あり)は全く事実

無根のことを議長に関しても書いていたよね。じっこんです、こうだああだ、全く事実無根で確認も取っていない、うそばっかりのことを書かれた赤旗(後刻「明るいまち」に訂正の発言あり)と、今のゴキブリと書かれたことは、それはそれでいいんですか。共産党が出す赤旗(後刻「明るいまち」に訂正の発言あり)は、もう事実無根で確認も取っていない、でたらめを書いているけども、それはいいんだと。ただ、自分たちがゴキブリみたいなことを書かれたことに関しては、甚だ腹も立つし、無効じゃないかという辺りはどう思うんですか。

- 中島好人委員 この審査内容の対象外の話を、ここで出すわけじゃないと思います。いやいや、赤旗うんぬんの話は、審査内容と全く関係ないんで、 回答する必要はないと思います。
- 白井健一郎委員 すみません、私、先ほどちょっと誤解を招く表現したかもしれません。中島委員の発言の内容とは違います。私の考えですが、この調査請求の適否、つまり調査請求は否であることについて、これが否であれば、その後の議論はもう打ち切りになりますから、まずここの調査請求の適否について判断していただきたいということです。
- 宮本政志委員 いやいや、そうでしょう。今ね、白井委員はそれを言ったわけでしょう。これは適なんか否なんか。私は否だと思いますと。その理由が、我々が参考資料として添付したものが、こうこうこうで無効と思うから、適否で言ったら否なんですということを言われたわけよね。それをこの審査会はどうするんですかということを投げ掛けられたわけ。つまり、さっき赤旗(後刻「明るいまち」に訂正の発言あり)のことは関係ないじゃないかと中島委員は言われたけど、我々が調査請求に添付した資料について、今は異議を白井委員は申し立てられたわけ。それに対して中島委員は、あんなゴキブリみたいな表現を出したんだから無効だよとおっしゃったから、事実無根で全く事実じゃないことをバンバン書いている赤旗(後刻「明るいまち」に訂正の発言あり)を作っているあ

なた方が、そんなこと言えるんかなと思ったから、どうお考えですか。 つまり、あなたが私らの添付資料に対して無効ということと整合性を説 明してくださいという意味で言っているんだから、全く関係ないことは ないよ。これは、今から適か否かの議論に入っていく材料になるよ。

- 中島好人委員 今、白井委員から適否の判断をしてほしいとうことで、白井委員は否だとおっしゃいました。私は、違う角度から否と言っています。それはなぜかというと、この政経ジャーナルは、矢田議員の行動に関して元請求代表者の話だけを聞いて、矢田議員の話を聞かずに、黒幕などと書いている。このことが客観性と公平性を欠く記事で、元請求代表者の話に関する樋口氏の話はにわかに信用できない。要するに一方的で、事実確認をされずに書かれている政経ジャーナルについては、信用性が欠けるということで、賛否を取るという話だったら、私はそういう立場で否ということです。
- 奥良秀会長 分かりました、賛否についてということで話がありましたが、ど のようにしましょうか。
- 伊場勇委員 適否のことについて、いろいろ話をしていますけど、まずは機関として議決した山田参考人のことでしょう。そこからの話じゃないですか。そこで新しい事実が出てくるかもしれませんし、政経ジャーナルが無効かどうかについても、それはまた今から矢田議員と可能であれば樋口さんの2人をお呼びしてするかもしれませんし、(発言する者あり)取りあえずはですよ。(発言する者あり)以上で終わります。
- 宮本政志委員 そうじゃないよ。白井委員と中島委員は、今から山田議員を参 考人として呼ぼうとか、樋口参考人と矢田議員を両方同時に呼ぼうとか いう以前の問題で、そういったこともこれが否になれば必要なくなるん だから、適否をしっかり議論して、結論を出すべきじゃないかと言って いるということでしょう。

奥良秀会長 暫時休憩したいと思います。10時45分まで休憩したいと思います。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

奥良秀会長 休憩を解きまして、審査会を再開します。

- 宮本政志委員 先ほどからの議論で、私の発言で赤旗という言葉を使いました けど、明るいまちでした。明るいまちに訂正させていただきたいと思い ます。
- 奥良秀会長 訂正の申出がありましたので訂正したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり) 訂正を事務局にお願いしたいと思います。本題に戻りまして、山田議員に対して、参考人招致ということで、もう一度、私から、この場に出ていただけるよう、きちんとやっていきたいと思います。 (発言する者あり) いや、適否については、今日この場でやったほうがいいでしょうか、それとも、後日ということでよろしいですか。
- 宮本政志委員 これは吉永副会長をはじめ、全委員に確認を取ったほうがいい と思うんです。先ほども言いましたように白井委員と中島委員は、適否 で否だとおっしゃっているんで、参考人のことで山田議員の話が進んだ として、次回、否ですとなれば、そういったことすら全部無駄になるし、 意味がなくなるんで、適否の否を主張されるんであれば、その辺りの議 論をしっかり詰めて、方向性を示さないといけないんじゃないか。私は そう思います。

- 大井淳一朗委員 もう一つの政治倫理審査会の話を思い出すと、中島委員が質問事項を整えてやろうとしたところ、藤岡委員が手を挙げて、適否の議論をして、否になったから、結局その質問はなくなったんです。そのことを考えると、宮本委員が言われるように、否という話が出ている以上、山田議員を呼ぶ前に適否の議論をやらなくてはいけない。整合性を取るためにはそうかと思っております。
- 奥良秀会長 順番としては山田議員に私から言うよりは、その前にこの件に関 しての適否の確認をしたほうがいいということでよろしいですか。
- 大井淳一朗委員 適であることを前提に議員を呼ぶべきだと思います。白井委員にお伺いしますが、議事録を見させていただきました。「政経ジャーナルを、もしも今のままの出し方で適とするには条件があります」ということで、確かに留保されております。最後に、「この議員の3名を参考人として呼んで、意見といいますか、話をしてもらうことを条件なら、適としていいと思います」という言い方をされております。まだ山田議員は呼んでいない状況です。山田議員を呼んでから適否の判断をしたいという意図だと議事録からは読めるんですが、今は山田議員を呼ぶ前に適否の議論をしようという流れになっております。白井委員としては、どちらを希望されますか。それにもよると思います。
- 自井健一郎委員 私としては山田議員を呼ぶ前にしていただきたいと思います。 議事録上はちょっと矛盾が生じているのかもしれませんが、私はその場 その場の発言、準備をせずに話す発言というのは、多少の矛盾であった りとか、あるいは言葉の言い間違いといいますか、そういうものはある ものであって、私はそこをとことん追及して、矛盾しているじゃないか、 どうなんだというのは、私が好きな議論ではないんです。好き嫌いで申 し訳ないですが。ただ、今のところは大井委員が認めていただけるなら ば、山田議員を呼ぶ前にしてほしいと思っています。

- 大井淳一朗委員 別に矛盾を追及するつもりはないです。白井委員の意図とすれば、山田議員を呼ぶ前に適否をやってくれということですので、その意思が確認取れましたので、先ほどの会長の流れのように進めていただければと思います。
- 中村議会事務局主査兼議事係長 これは事務局から発言していいのか分からないんですけれども、森山議員を対象にした政治倫理審査会のときは、あくまで調査請求書の事項の部分について、後から判明して適否を判断したんだったと思うんです。白井委員がおっしゃっているのは、後から出てきた資料がおかしいからという議論になっているような気がするんです。当初の調査請求書のときの添付資料のことであれば、適否というはたしかにあろうかなと思うんですけど、そこをもう一度冷静になって皆さん議論していただいたほうがいいのではないかなという気がします。白井委員のおっしゃっているのは、そういう意図じゃなかったかもしれません。事務局として聞こえたのは、号外の何回目か忘れましたけど、そのときの表現がよくないから扱うべきではないというように聞こえましたので、そこをもう一度よく皆さんで確認されたほうがよろしいんではないかなと思います。
- 奥良秀会長 事務局から、最初の請求書を出されたときの添付資料の8月号でしたか、それが添付資料として適否の適となったんですが、その後の1 0月号の1回目だったか、その後だったかの表現が悪いからどうかという話なんで。
- 中村議会事務局主査兼議事係長 当然この資料によって、審査の結果がどっちに転ぶかというのは、審査会の議論の中であろうと思います。今回出た資料によって、政治倫理基準に違反する、違反しないという結論が出てくると思いますけど、これが当初に遡る案件かどうかというのは、もう一度よく考え直していただいたほうがいいんじゃないかというところを申したつもりです。(発言する者あり)白井委員がさっきおっしゃった

のは、審査会の2回目か3回目か4回目か忘れましたけど、そのときの添付資料がおかしいから調査請求が否ではないかというのを議論してくれとおっしゃっているように聞こえるんです。そこをもう一度よく確認したほうがいいんじゃないかなと思います。

奥良秀会長 白井委員、詳しく説明をお願いします。

- 白井健一郎委員 当初、単なる号外と書いてある政経ジャーナル一つしか出ていませんでした。その後に号外2、号外3が出てきましたが、これは全て調査請求を証する資料として添付されているというのは、当然のこととしてきているわけですよね。それからもう一つ、調査請求の適否というのは、初めの段階で判断していればいいだけではなく、審査中ずっと適であることが必要なんですよね。ですから、私はこういうことを言いました。
- 吉永美子副会長 白井委員に聞きたいんですけど、たしかに表現はちょっと辛 辣であるなと感じるわけですが、中身が真実ではないということを言わ れているのか、表現が悪いから、資料として駄目なので、適否の否であ るという認識なんでしょうか。
- 白井健一郎委員 表現の問題です。つまり、前回私が勇み足の発言をして、後に訂正しましたが、この表現は、私は公的の場にはとてもふさわしくない、およそ許されない表現と思って判断しています。その表現の単語とか、それから文章とか、それ自体の問題です。中身の問題は、中島委員が先ほどおっしゃられていました。
- 吉永美子副会長 先ほど言われていたゴキブリとかいう表現は裏面で、10月 の号外2のときに審査会で話になったのは、裏面ではなくて、既に解決 済みの問題というところであるという話が出ていたと思っています。審 査会の中で、既に解決済みの問題というところという話が出ていたと思

っていて、裏のところを議論とかはしていないはずなんですよ。ですから、資料としては、既に解決済みの問題のところだけを審議しているという認識なので、ほかのところで資料に当たらないとかいうのはちょっと違うのではないかなと私は思います。

- 白井健一郎委員 先ほども申しましたが、この表現が不適当であるということに関して、私は審査会で二、三度言おうとしましたが、一度目は、まだ、中身に入ってない、だから、具体的なことを言わないでくれ、次には、事実の確認をしているんだから、表現方法のことを言わないでくれと言われたために、全く言う機会がなくなったんですよ。ですから、今出したわけです。
- 宮本政志委員 さっき主査が言われたことも踏まえて、森山議員の政倫審に関 してはもう触れません。適否に関して藤岡委員からの発言からこういう 流れとかはもう触れない。ただ、白井委員の言うことで僕が分かるのは、 最初の8月号外に関しては、政倫審が事実確認の下、進んでいく、議論 する材料です。ところが、すごく不適切な表現を使ったものを我々が追 加資料として提出したから、最初の資料そのものも含めて、これは信用 できる資料に値しないという前提から否じゃないかという議論に入って いると思うんです。白井委員が言われることは僕も分かります。ただし、 表現が適切か不適切か、しかもその度合いというのは、それぞれの主観 とか感覚の問題です。日本の大きな3紙の新聞のそれぞれの記事が全て 事実は事実だったと。しかし、1か所、あるいは2か所、読んだ側がこ れは不適切な表現だ、失礼な表現だということを目にして、その事実を 全部信用しないと。これはあくまで主観ですよね。それを前提に今回、 適否でいくんであれば、私は申し訳ない、中身が事実かどうかが重要で あって、表現に関しては、発行者にクレームを入れればいい。あるいは、 不適切な表現を扱ってここで議論すれば、それに対しては、異議を申し 立てればいい。事実を確認するために、私は別段これは無効な資料では ないので、適否で言うたら適ですから、このまま審査会を進めていくべ

きだと思っています。

大井淳一朗委員 これは私も述べたところではあるんですが、この政経ジャー ナルに書かれている事実と、その評価というか、論評というのは分けて 考えなくてはいけないと思っています。前者の事実が本当かどうかとい うことは、政治倫理審査会で判断するには必要なことでありますが、そ の論評については、少なくとも審査会の中で、これはけしからんとかい うところではなくて、けしからんというのであれば、当事者が機関誌を 発行された政経フォーラム21とやり合えばいいだけで、場外でやれば いいということは、そのときも言わせていただきました。事実が全く無 根であればよくないんですが、「黒幕」という表現はともかくとして、 矢田議員が請求書を書いたということは本人も認めていますし、また一 方で、この政治倫理審査会をやれば、政経ジャーナルのほうでは回収で きると思っていたという事実は、違うんじゃないかということも明らか になりました。政経ジャーナルに書いてあることが全て正しいかどうか、 正しくないのもあるんだけれども、それはそれで判断した上で、それと 表現は分けて考えるべき。そのときに私も言いましたが、10月号の裏 の「ゴキブリの様相」とか、これは私はないものとして見ていますので、 そこは勝手に場外でやってくれという話です。私はそれを考えるならば、 事実と論評を分けた上で、この添付書類とすれば適と考えます。

白井健一郎委員もう、審査に入っているんですか。

- 奥良秀会長 いえいえ、審査というか、皆さんの意見を聞いている段階で、皆様の考えがまとまるのであれば、適否を取ったほうがいいという話であるんであれば、また、今日適否を取ればいいのかなと思っております。
- 白井健一郎委員 大井委員の発言の中に、裏面の「ゴキブリの様相」はなかったことにすればいいという発言がありましたが、それはどういう意味ですか。

大井淳一朗委員 なかったというのは、これを判断の材料に入れないと考える ということで、この事実がなかったという意味ではないです。ちょっと 表現が適切ではなかったかもしれませんが、この裏面は、判断しないと いうことです。

奥良秀会長 要は審査の中では使わないということですね。

大井淳一朗委員 実際使っていませんし、使うべきものではないと思っています。

奥良秀会長 白井委員、それでよろしいでしょうか。

- 白井健一郎委員 つまり、適否の判断は、次回以降にするということですね。 今もう入っているんですか。
- 奥良秀会長 次回、いつになるか分かりませんけど、山田議員に審査会にまず来ていただき、話をして、事実の積み重ねをしていこうという話の中で、適否をどうするかという話も出ました。適否で否になった場合には、山田議員を呼ぶ必要もなくなります。ここで、もう一度きちんと今の状況が適なのか否なのかというのを確認しておいたほうがいいと思います。結論づける前に皆さんの意見を聞いている段階です。審査というか、適ですよ、否ですよということでは、まだやっておりません。
- 伊場勇委員 私は適として進めてまいりまして、まだ確認しなくてはいけない ことがあると思っています。ですから適ですので、このまま進めていた だきたいと思っております。
- 藤岡修美委員 今までの流れとして、政経ジャーナルを資料として、不適当な 表現があるかも分かりませんけども、審査してきて、執筆者というか、

参考人もお招きして、それから参考人と矢田議員をという話で進めてきた中で、山田議員もということですから、これは適で審査を進めてきたと思っております。私は適で進めてほしいと思います。

- 吉永美子副会長 先ほど白井委員に確認したかったのは、書かれていること自体がうそであるという認識なのか、適切な表現ではないのか、どちらなのかと聞いたときに、表現が不適切だったら添付資料として成り立たないとはならないと思うんですよ。中身がうそであるということだったら、これは資料としては成り立たないので、もともと否になるんではないかという議論なら分かるんですけど、現時点で否とするのは、時期早尚だと思います。
- 白井健一郎委員 これを言うと、ある議員から司法と政治の判断は違うと怒られそうですけれども、参考にはなると思うんです。例えば、司法の場では、司法の廉潔性という言葉があります。廉潔性というのは、潔く、潔癖だということです。司法の場で、およそこれは証拠として出せないのではないかと私は一つ、それは自分の……(発言する者あり)そして、もう一つは、クリーンハンズの原則というのもあります。それは、自分が何か主張するときは、手が汚れていては出す資格がない。自分も潔癖であって、初めて裁判所という場を使えるんだという原則もあります。ですから、たしかに司法と政治は違うとおっしゃるかもしれませんが、司法ではそういう扱いになっているということも、ここではっきり申し上げます。
- 宮本政志委員 休憩を入れてもらって、事務局としっかり打合せをしてもらって。採決を取るようなことではないと思います。会長と副会長がしっかり事務局と協議されて、会長判断じゃないかなと僕は思っています。その辺りも含めて、ちょっと休憩を入れて、事務局と詰めたほうがいいんじゃないですか。

自井健一郎委員 第2回目だったですかね、初めに調査請求の適否を判断したときには1人の議員が反対されて、その方を説得するときに多数決で納得していただけるかという話をしたときに、多数決は余り適当ではないのではないかという発言もあったと思います。つまり、全員一致が原則なんですけれども、ですから、この場面の調査請求の適否の判断についても、そのときと同じように、簡単に多数決で決めるのではなく、反対者がいれば、とことん納得するまで説得するとか、そういうことも考えられるのではないかと思っています。

宮本政志委員 全会一致は、議会運営委員会でもそうなんだけど、それは本当に正当な理由があって、正当な議論が行われるという前提で、全会一致の原則というのは維持していきましょう。ただし、余りにも正当な理由、あるいは正当な議論がなされないまま、全会一致という原則が、もしマイナスの方向に行くんであれば、これは、採決もやむを得ないというのが、私は議会のルールとしての解釈なんです。今の白井委員の意見も含めて、私も一部同じなのは、決を取るということはそぐわないと思うので、それも踏まえて、一旦休憩入れて、会長、副会長と事務局でしっかり打合せをされたらどうですかと言っている。

奥良秀会長 それでは休憩を取りたいと思います。11時15分から再開した いと思います。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

奥良秀会長 休憩を解きまして、審査会を再開したいと思います。先ほど来から、適否の話が出ておりましたが、まだまだ真実を積み重ねていきたいと思いますので、このまま審査会のほうは続けさせていただきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 自井健一郎委員 異議はありません。ただ、この論点に関して最後に一つだけ言いたいことがあります。それは今日この場でも、マイクの音が消えているときに、この単語を言った人がいました。議員ではありませんが、傍聴者といいますか、市民の中からこの発言が出ましたが、やっぱりこういう発言は許されないものだという空気を醸成するといいますか、もちろん今回も議員ではないですけれども、やっぱり品位というかモラルというか、そういうのも大切だと思うんです。
- 奥良秀会長 白井委員が言われたことは、多分私に言われていると思いますので、この審査会の進め方、審査会の品位が保てるように会長として努力していこうと思います。ほかに何か委員の方で発言ある方はいらっしゃいますか。
- 宮本政志委員 今の白井委員の発言が気になるんだけど、審査会中の発言だったかな。審査会中の発言でなかったら、私はそういった発言というのは認識してないんで、今の白井委員の会長に対する要望というのは成立しないと思うんだけど、どうでしょうか。
- 奥良秀会長 私としては、会が始まっている内容のときに不適切なことがある んであれば、審査会として、不適切な発言が傍聴からもあるんであれば、 きちんと整理をしていきたいと今後は努めてまいります。よろしいでし ょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)
- 中島好人委員 休憩中であろうと、人を誹謗中傷するような「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」とかいう発言を休憩中であろうと許すということは、この審査会の品位というか、そういうものが疑われるんで、休憩中であろうと、そういう発言はやめてくださいというのは、僕はしかるべき対応ではないかと思います。そのように計らっていただきたいと思います。

- 宮本政志委員 事務局に確認したいんだけど、中島委員は正式な会議録に残る 発言の中でやじのことを言われたと思うんだけど、これをそのまま会議 録に審査中に出た発言じゃないことが載ること自体は、別段問題ないの か。本会議とかいろんな委員会でやじが飛んだら、そのやじを委員が 「誰々がこういうふうなことを言いました」ということで、正式に会議 録にしていいもんかな。
- 中村議会事務局主査兼議事係長 審査会では、そのときにあった発言はありのまま載せるべきでありますので、おっしゃった内容が不穏当とか、そういうことであれば、そこは審査会で判断すればいいと思います。中島委員がおっしゃったのは、どなたかが発言した会議中ではない言葉を引用して発言されたまでですので、そのまま、この審査会の内容で中島委員の発言は残ると思います。これを残さないようにしようと思えば、皆さんの中で、それをどうするかという判断をしないと、そのまま残ります。
- 奥良秀会長 審査会の中で残るということなんですが、このまま残していいも のなのかどうなのかというのがありますが、いかがいたしましょうか。
- 宮本政志委員 これは気を付けないと、例えば議員の中で廊下で話をする、トイレで話をする、議員控室で話をする、どっかで話をする、駐車場で話をする、そういったときに誰々がこうこうですと、こういう正式な会議録が残る場で、発言をどんどんしてもいいということになるんじゃないかな。僕はそれを懸念して、審査中に飛んだやじとか、あるいは委員同士で不穏当、不適切発言があった。それに対してこうこうということは、訂正、取消ししなければ、そのまま会議録残るんでしょうけど、今の中島委員の発言というのは、今後の議会全体に懸念を残したんで、それを問題提起しているんです。いかがですか。
- 中島好人委員 何もかも一緒にするんじゃなくて、内容によるでしょう。人を 誹謗中傷するような内容に対してと言っているわけですよ。休憩中の話

- 宮本政志委員 論点が違う。あなたが言うのは、この審査会とか、委員会とかいった運営について、会長に言っているんでしょう。そういうふうな発言があったら退席させるなり、発言をとめるなり、そういった適切な審査会、あるいは委員会運営をお願いしますということを会長に言われているんでしょう。それとは別に、誰々がこうやった、ああやったという正規ではない発言を正規の場で会議録に残すようなことをそのまま何も議論なしにやっていいものかという懸念を私は言っているの。じゃないと、今後いろんなことが出てきますよという話。
- 中島好人委員 全部削除していいです。僕が言いたいのは、正常な審査会でき ちんとやっていこうと。全部削除してもいいですよ。今のそうあっては おかしいんじゃないかということが、少しでもこの審査会がそういう方 向にしていけばいいんで、僕の発言は取消して結構です。会長で取り計 らっていただければと思います。(発言する者あり)全部ですよ。初め から終わりまで。議事録に残るのが気になるんでしょう。僕は議事録に 残すために話をしているんじゃないんですよ。ああいう発言を自由に許 してもいいのかと皆さんに問い掛けているわけです。
- 中村議会事務局主査兼議事係長 事務局としても、謝らないといけない部分かと思います。いろいろ混同されているのは、会議中の話で会長の権限がどこまで及ぶかというところはあろうかと思います。中島委員は休憩中であろうとも、この場でということをおっしゃっていたと思うんです。ただ、休憩中であれば、本来庁舎管理の問題になるので、事務局職員が対応すべきことであろうかと思います。とは言っても傍聴で来られた方

にいきなり退場とかいうことではなく、庁舎管理上の話ですので、静かにしてくださいというのを何度か繰り返すというところになろうかと思います。あくまで会議中か会議じゃないところかというところで、会長の権限がどこまで及ぶかというところがあろうかと思います。先ほどの件に関しては、事務局がもう少し対応すればよかったなと思って反省しています。申し訳ありません。

- 奥良秀会長 私も会の中ではきちんと精査していきたいと思います。中島委員 から発言の削除ということを言われたんですが、どの部分ですか。
- 中島好人委員 今日の発言と言いましたけども、白井委員が言った後の休憩中 の発言です。
- 奥良秀会長 中島委員から休憩中のことについての発言があったものを削除してほしいということがありましたが、削除してもよろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
- 宮本政志委員 主査の話で行くと、休憩中というのは、会長の権限が及ばないかもしれんけども、中島委員が言うのは一理あると思う。傍聴者とか、マスコミ関係の方が休憩中だからといって、議員に対して名誉を傷つけるようなこと、あるいは暴言といったことがあれば、それは職員と審査会のトップである会長が、申し訳ないけど、退席を求めたり、発言を制止したりというのは、これは会長、今後も心掛けていただきたいというのは、これは私の要望としてお伝えしときます。
- 奥良秀会長 分かりました。私も会の最中であれば、発言というか、できると 思いますが、休憩中となりますと、どういう対応ができるのかというの は、事務局とまた打合せをさせていただいて、適切に対応が取れる、ま た、委員の皆様が嫌な思いにならないように、きちんと運営していきた いと思います。ほかに何かありますか。

- 大井淳一朗委員 先ほどの中島委員の発言については、休憩中に出た発言の内容を削除してもらって、そういう発言をちゃんとやってほしいというところは残せばいいんじゃないですか。
- 宮本政志委員 そうすると、中島委員の発言がほぼ削除されたら、それに関する私の発言も削除していかんと、会議録を見たときに整合性が取れないようにならないか。

大井淳一朗委員 その辺は全体を見て、あとは会長に任せます。

- 吉永美子副会長 これは正式な委員会の発言にならないかもしれないですが、 中島委員の前に白井委員が言われた部分も、休憩中であれど何とかとお っしゃっていましたよね。そこのところも関連すると思います。
- 大井淳一朗委員 白井委員も同じ意図で言われましたが、多分、発言の中身は 言っていないと思います。もし言っていたら、吉永副会長の言われると おりですので、そこもあわせて精査していただければと思います。
- 吉永美子副会長 中島委員みたいに具体的なところは言われていないけど、休 憩中でも会長にお願いしたいと言われたところをどうするかというとこ ろはあると思います。
- 奥良秀会長 それでは大井委員からもありましたけど、今の休憩中のことについては、会長、副会長と事務局等で精査をして、議事録を作っていきたいと思いますので、よろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり) ほかに何かあるでしょうか。 (「なし」と呼ぶ者あり) では、以上をもちまして本日の審査会を終了させていただきます。お疲れ様でした。

午前11時35分 散会

令和4年(2022年)11月22日

政治倫理審査会長 奥 良 秀